



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2018 AUGUST / 208号

http:// www.
okamoto-pat.jp/

★ 商標の顕著性(4) ★

顕著性とは、自他商品識別力ともいい、自分の商品・サービスと他人のそれを識別する機能をいいます。これを有しない商標は、特定人に独占させずに多数人に開放しておく必要があるため、登録されません。最近の審決により、商標の顕著性が争われた事件を幾つか見てみましょう。顕著性「有」は登録された商標、「無」は登録されなかった商標です。

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2017-9945	お客様第一主義の (標準文字)	第 44 類 介護	無	その指定役務との関係において、「お客様第一主義のもとで提供されるもの(役務)」ほどの意味合いを表したものと理解し、把握するというのが相当である。
不服 2017-9946	サービス第一 (標準文字)	第 35 類 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、等	無	その指定役務との関係において、「サービスを第一にする主義のもとで提供されるもの(役務)」ほどの意味合いを表したものと理解し、把握するというのが相当である。
不服 2017-13977	FRUITS (標準文字)	第 21 類 デンタルフロス、鍋類、コーヒー沸かし(電気式のものを除く)、鉄瓶、やかん、携帯用アイスボックス、等	有	本願商標は、…「果物」の意味を容易に理解させるとしても、デンタルフロスとの関係において、該文字のみで商品の品質等を直接的又は具体的に表示するものとはいい難く、また、職権による調査によっても、「FRUITS」ないし「フルーツ」の語のみでデンタルフロスの品質等を表示するものとして、取引上普通に使用されている事実は発見し得なかった。
不服 2017-16565	ハイブリッドメラミン (標準文字)	第 19 類 メラミン樹脂含浸化粧板	有	「ハイブリッドメラミン」の文字からは、原審説示の意味合いを暗示させる場合があるとしても、これが直ちに特定の商品等を具体的かつ直接的に表したものと理解、認識させるとはいい難いものである。
不服 2017-13253	淡辛 (標準文字)	第 33 類 泡盛、合成清酒、焼酎、等	有	当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「淡辛」の文字が、具体的な商品の品質を表示するものとして、取引上一般に使用されている事実を発見することができなかった。

(裏面へ続く) →

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2017-7863	世界の命を、技術で 守りたい。 (標準文字)	第 7, 9, 11, 12, 35 類	無	本願商標は、これに接する需要者及び取引者をして、事業の遂行や商品の開発に関する企業理念を表してなるものと認識させるにすぎないというのが相当である。
不服 2017-12018	爛して冴える (標準文字)	第 33 類 泡盛, 合成清酒, 焼酎, 等	無	「酒を爛することで、(味が)際立つ」ほどの意味合いを容易に看取させるものである。
不服 2016-13200	匠の技 倉敷の靴	第 25 類 倉敷市で製造された靴	無	これに接する需要者は、『職人の技を生かして製造された商品である旨をうたっている岡山県倉敷市で製造された靴』であることを表示したものと認識するにとどまる。
異議 2017-900284	マルタック (標準文字)	第 16 類 紙製包装用容器の封かん用具, 等	無	当該語は「円形の封かん用留め具」を指称する専門用語として、封かん用具や封筒などを取り扱う業界においては、取引上普通に使用されていた事実を認めることができる。
異議 2017-900334	オンライン自習室 (標準文字)	第 9 類 インターネット等の通信ネットワークを介し、パソコン・携帯電話・タブレット端末等の通信端末の付属カメラ及びWEBカメラを利用した、相互監視及び運営者の監視による学習支援用及び在宅ワーク支援用アプリケーションソフトウェア, 他	有	「オンライン自習室」の文字及び該文字の意味合いが、本件商標の指定商品及び指定役務との関係において、商品及び役務の用途、機能(品質、質)等を具体的に表しているとはいえない。 ... 申立人が提出した証拠からは、「オンライン自習室」の文字がビデオチャットルームサービス又は電子会議等の名称として一部の者に使用されていることはうかがえるが、請求人の主張する意味を具体的に表した証拠の提出はない。
不服 2017-18266	うーじ青汁 (標準文字)	第 5 類 薬剤, サプリメント, 等	有	「青汁」の文字は、一般に親しまれた語であるとしても、「うーじ」(注: 沖縄方言で「サトウキビ」)の文字は、当審において職権をもって調査するも、特定の意味合いで一般に親しまれた語であるというべき事実は発見できなかったことからすれば、それらを結合した本願商標全体から、商品の具体的な品質等を表示するものと理解されとはいえない。